

《小規模事業者持続化補助金》

販路開拓をお考えの **小規模事業者の皆さまへ**

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の
取組みに対し **50万円** を上限に補助金
(補助率：2/3) が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取組みを行う事業者、②買物弱者対策の取組、③海外展開の取組みは、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することも出来ます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

「小規模事業者持続化補助金」の申請について、取り組み方の考え方や内容のブラッシュアップ、申請に関する相談対応を行います。
是非、ご相談ください。

《対象となる取組の例》

- ① 広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取組を狙い、チラシを作成・配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

■補助対象者

小規模事業者^(※) ※従業員数5名以下
(製造業、建設業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業などの企業においては従業員20名以下)

■手続きの期限等

1. 受付開始 平成30年3月 9日 (金)
2. 受付締切 平成30年5月18日 (金) 【最終日当日消印有効】

(お問い合わせ先)

古河商工会議所 経営支援課 TEL0280-48-6000